

政令第二百四十号

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条の四」を「第五十九条の六」に、「第二節 輸出申告の特例（第五十九条の五）第

「第二節 輸出申告の特例（第五十九条の七―第五十九条の十九）」

五十九条の十九）」を

第二節の二 輸入申告の特例（第五十九条の二十・第五十九条の二十一）」

に改

める。

第四条の十六第一項中「税関長」を「当該修正申告に係る貨物についての法第七条第一項（申告）の申告をした税関長（法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定に係る貨物についての修正申告をしようとする場合にあつては、当該決定をした税関長）」に改め、同条第二項中「（補正による修正

申告)」及び「先の」を削る。

第四条の十七第一項中「更正請求書を」の下に「当該更正の請求に係る貨物についての法第七条の十四第一項第一号(修正申告)に規定する納税申告をした」を加える。

第三十六条の三に次の一項を加える。

8 第五十九条の二十第二項の規定は、法第四十三条の三第三項において法第六十七条の三第一項前段(輸出申告の特例)及び第六十七条の十九(輸入申告の特例)の規定を準用する場合について準用する。

この場合において、第五十九条の二十第二項中「前項の輸入申告(法第六十八条(輸出申告又は輸入申告)に際しての提出書類)に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸入申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。」とあるのは、「第三十六条の三(第八項を除く。)に規定する書類の提出」と読み替えるものとする。

第三十六条の四中「保税蔵置場に承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長」を「外国貨物を置くことの承認」に改め、「申請書を」の下に「当該貨物を入れる保税蔵置場の所在地を所轄する」を加え、同条ただし書中「税関長」を「当該税関長」に改める。

第五十一条の四に次の一項を加える。

4 第三十六条の三第八項の規定は、法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において法第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第八項中「第三十六条の三（第八項）」とあるのは、「第五十一条の四（第四項）」と読み替えるものとする。

第五十一条の十二に次の一項を加える。

8 第三十六条の三第八項の規定は、法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において法第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第八項中「第三十六条の三」とあるのは、「第五十一条の十二」と読み替えるものとする。

第五十八条第四号中「第五十九条の四及び第五十九条の七」を「第五十九条の五及び第五十九条の六」に改める。

第五十九条の六及び第五十九条の七を削る。

第五十九条の五の見出しを「(特定輸出者等の輸出申告手続)」に改め、同条第一項中「第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)の規定の適用を受けることを希望する」を「第六十七条の三第三項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその」に改め、「輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等(法第六十七条の二第一項(輸出申告又は輸入申告の手続)に規定する保税地域等をいう。第五十九条の四及び第五十九条の七において同じ。)の名称及び」を削り、「貨物が置かれてい
る場所及び貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の所在地」を「所在地(法第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告を行う場合にあつては、貨物が置かれている場所)」に改め、同条第二項中「及び次の各号」を「第六十七条の三第三項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び」に、「、」を「第六十七条の三第一項後段(輸出申告の特例)に規定する特定委託輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び」に、「特定保税運送者及び次の各号」を「特定保税運送者並びに」と、「第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告」とあるのは「第六十七条の三第一項後段に規定する特定委託輸出申告」に改め、同条第三項中「及び次の各号」を「第六十七条の三第三項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び」に

、
、「、当該貨物を製造した者、」を「第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定製造貨物輸出申告を行う場合にあつてはその旨、当該貨物を製造した者及び」に、「者及び次の各号」を「者並びに」と、「第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告」とあるのは「第六十七条の三第二項に規定する特定製造貨物輸出申告」に改め、同条第四項中「前三項の輸出申告」を「前三項の輸出申告（法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸出申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第五十九条の五を第五十九条の七とする。

第五十九条の四の見出しを「（保税地域等に入れないで輸入申告をすることの承認の申請）」に改め、同条第一項中「第六十七条の二第二項第一号」を「第六十七条の二第三項第二号」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号

とし、同条第二項中「申請書を」の下に「当該貨物の輸入申告をする」を加え、同項ただし書中「税関長」を「当該税関長」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第三項中「第六十七条の二第二項第二号」を「第六十七条の二第三項第三号」に改め、第五章第一節中同条を第五十九条の六とする。

第五十九条の三の次に次の二条を加える。

（外国貿易船に準ずる船舶）

第五十九条の四 法第六十七条の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手続）に規定する政令で定める船舶は、はしけ又はこれに類する船舶（次条において「はしけ等」という。）とする。

（貨物を外国貿易船等に積み込んだ状態で輸出申告又は輸入申告をすることの承認の手続）

第五十九条の五 法第六十七条の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定による税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 輸出申告又は輸入申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及

び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、輸出又は輸入の許可を受けるために当該貨物を保税地域等に入れることが不相当と認められる場合に限る。次号において同じ。）

二 輸出申告又は輸入申告に係る貨物の外国貿易船に対する積卸しの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ等に積み込み、その状態で法第六十七条の検査及び許可を受けようとする場合

2 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物の輸出申告又は輸入申告をする税関長に提出しなければならない。ただし、当該税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 貨物の記号、番号、品名及び数量

二 外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船又ははしけ等における貨物の積付けの状況

三 当該承認を受けようとする理由

四 その他参考となるべき事項

第五十九条の八中「第六十七条の三第三項」を「第六十七条の三第一項」に改め、同条第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「もの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1 aに規定する輸出される資材、需品又は装備

第五十九条の九中「第六十七条の三第四項」を「第六十七条の三第二項」に改める。

第五十九条の十第一項中「第六十七条の三第五項」を「第六十七条の三第三項」に改め、同項第二号中「第六十七条の三第一項の規定の適用を受けて輸出申告」を「第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告」に改める。

第五章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 輸入申告の特例

（特例輸入者等の輸入申告手続）

第五十九条の二十 法第六十七条の十九（輸入申告の特例）の規定の適用を受ける法第六十七条（輸出又

は輸入の許可)の規定による輸入申告に係る第五十九条の規定の適用については、同条第一項中「前条ただし書」とあるのは、「第五十九条の七第一項の規定により読み替えて適用する前条ただし書」とする。

2 前項の輸入申告(法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸入申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。

)は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

(輸入申告の特例を適用しない貨物の指定)

第五十九条の二十一 法第六十七条の十九(輸入申告の特例)に規定する政令で定める貨物は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1aに規定する輸入される資材、需品又は装備とする。

第六十三条の見出し中「引取」を「引取り」に改め、同条中「引取」を「引取り」に改め、「申請書を」の下に「当該貨物の輸入申告をした」を加え、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第六十五条中「及び第四項」の下に「、第五十九条の四、第五十九条の五、第五十九条の七（第二項後段及び第三項を除く。）、第五十九条の八」を、「おいて」の下に「、第五十九条の七第一項中「同条中「次の各号」とあるのは「法第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行う場合にあってはその旨及び次の各号」と、」とあるのは「同条ただし書中」と、「省略させる」と、同条第四号中「所在地」とあるのは「所在地（法第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告を行う場合にあっては、貨物が置かれている場所）」とあるのは「、省略させる」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び第二項前段」とを加える。

第六十九条第一項中「第三条第一項（通関業の許可）の許可をした」を「第二条第一号（定義）に規定する通関業務を行う営業所の所在地を所轄する」に、「二以上の許可を受けている場合にあっては、これらのうちいずれかの許可をした」を「当該税関長が二以上ある場合には、いずれかの」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 申請者が通関業務を行う営業所が二以上ある場合には、主たるものの所在地を所轄する税関長
第九十二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税関長の権限のうち郵便物以外の貨物に係るものについては、財務大臣が指定する税関官署の長には、委任されないものとする。

(関税定率法施行令の一部改正)

第二条 関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「税関に」を「税関長に」に、「ついでに」を「ついでに」に改め、同条第二項中「税関」を「税関長」に改め、同条第三項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第三条第一項中「(申告納税方式)を」「(税額の確定の方式)に、「又は損傷による減税」を、「損傷等の場合の減税又は戻し税等」に改め、「その輸入地を所轄する」を削り、同条第四項中「(賦課課税方式)」を削り、「その輸入地を所轄する」を「当該貨物の輸入申告をした」に改める。

第三条の二第一項中「による戻し税」を「の場合の減税又は戻し税等」に、「同法」を「関税法」に、「更正通知書又は決定通知書」を「更正及び決定」に、「その輸入地を所轄する」を「当該貨物の輸入を許可した」に改め、同条第二項中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五条の二第一項中「輸入の際(特例申告貨物にあつては、特例申告の際)に、その」を削り、「にそ

の」を「に、当該貨物が」に改め、「その輸入地を所轄する」を削る。

第五条の三中「輸出地を所轄する」を「輸出を許可した」に改める。

第七条第一項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第十四条第一項中「携帯品及び引越荷物の」を削り、「税関に」を「税関長に」に、「ついて税関の」を「ついての」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第二項中「税関」を「税関長」に改め、同条第三項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第十六条第一項中「その輸入地を所轄する」を削り、「提示しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「同項の」を削る。

第十六条の四中「携帯品等の」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第十六条の五第一項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第十六条の六中「水産物等の」の下に「減税又は」を加え、「その輸入地を所轄する」を削る。

第十六条の七第一項中「水産物加工製品の減税」を「外国で採捕された水産物等の減税又は免税」に改め、同条第三項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第十九条第一項中「標本、参考品等の」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第二十条第一項中「寄贈物品の」及び「その輸入地を所轄する」を削り、同条第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第二十一条の二第一項中「博覧会等において使用される物品の」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第二十四条第一項中「航空機の発着に使用する機械等の」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第二十五条第一項中「自動車等の引越荷物の」を削り、「添付して」に改め、「その輸入地を所轄する」を削り、「且つ」を「かつ」に、「税関に呈示しなければ」を「税関長に提示しなければ」に改める。

第二十五条の三第一項中「条約の規定による」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第三十四条第一項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第三十七条の二中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第三十九条第一項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第四項中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に、「提示しなければ」を「提出しなければ」に改め、同項ただし書中「法第

十七条第一項第二号」を「同条第一項第二号」に改める。

第四十七条の二中「あわせて、輸入地を所轄する」を「併せて、輸入申告をする」に改め、同条第二号中「製造歩留まり」を「製造歩留り」に改め、同条第五号中「行なおう」を「行おう」に改める。

第四十九条中「輸出貨物製造用原料品の減税又は免税」を「輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等」に、「法第十九条第三項」を「同条第三項」に改め、「製造用原料品」との下に「読み替えるほか、第四十七条第一項の表第八号に係る手続については」を加え、「及び第八条第一項」を削り、「税関長」とあるのは、第四十七条第一項の表第八号に係る手続については「輸入地を所轄する税関長」を「」とあるのは「法第十九条第一項の規定により関税の免除を受けようとする原料品の輸入申告をする」と、第八条第一項中「を使用する製造工場の所在地を所轄する」とあるのは「の輸入申告をする」に改める。

第五十三条の二第一項中「に係る戻し税」を「の減税、免税又は戻し税等」に改め、同条第三項中「税関」を「当該貨物の輸出を許可した税関長」に改める。

第五十三条の四第一項中「に係る関税の減額」を「の減税、免税又は戻し税等」に、「した税関の」を

「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条第一項中「に係る関税の控除」を「の減税、免税又は戻し税等」に改め、同条第二項中「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の三第一項中「内貨原料品」を「課税原料品等」に改め、「免税」の下に「又は戻し税等」を加え、「その輸入地を所轄する」を削る。

第五十四条の九中「(課税原料品)」を「(課税原料品等)」に、「戻し税」を「免税又は戻し税等」に改め、「輸出申告をした税関の」を削る。

第五十四条の十中「第五十四条の七から前条まで」を「前三条」に、「(未納税原料品)」を「(課税原料品等)」に、「戻し税」を「免税又は戻し税等」に、「前条中「課税原料品」とあるのは「未納税原料品」を「前条中「課税原料品の」とあるのは「未納税原料品の」に改め、「これを」の下に「税関長に」を加え、「」と、「税関長に」とあるのは「」を「輸出申告をする」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の十一中「(輸入原料品)」を「(課税原料品等)」に、「の控除」を「の免税又は戻し税等」

に改め、「これを」の下に「税関長に」を加え、「」と、「税関長に」とあるのは「」を「輸出申告をする」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の十四中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の十六中「輸出申告をした税関の」を削る。

第五十四条の十七中「これを」の下に「税関長に」を加え、「」と、「税関長に」とあるのは「」を「輸出申告をする」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の十八中「税関長に（」を「輸出申告をする税関長に（」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十六条第一項中「の場合の戻し税」を「又は廃棄の場合の戻し税等」に、「した税関の」を「する」に改め、同条第二項中「（違約品等を再輸出に代えて廃棄した場合の戻し税）」を削り、同条第三項中「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第五十六条の二中「の場合の戻し税」を「又は廃棄の場合の戻し税等」に、「の輸入地を所轄する」を

「の輸入を許可した」に改め、同条ただし書中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十六条の三中「戻し税」を「戻し税等」に、「の税関長に」を「をする税関長に」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に、「」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第二項」を「の」⁽¹⁾とあるのは「同条第三項の規定を適用する場合における同条第二項の」に改める。

第五十六条の四中「の場合の控除」を「又は廃棄の場合の戻し税等」に改め、「(違約品を再輸出に代えて廃棄した場合の控除)」を削り、「第五十五条第一項及び第五十六条第一項中」を「第五十五条第一項中」に改め、「第五十五条第一項中」、「及び第五十六条第二項」及び「第五十五条第二項中」を削り、「第五十六条第一項中」の下に「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、「」を加え、「同項及び同条第三項中」、「同条第一項及び第二項中」及び「同条第一項中」を削り、「の税関長に」を「をする税関長に」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改め、「(」と、「」の下に「同条第二項中「同項の」とあるのは「法第二十条第五項の」と、「証明書(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関

の証明書」とあるのは「証明書」と、「これを」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、「を」、「当該廃棄した」との下に、「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量」、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」とを加える。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第三十三条の五第一項中「その輸入地を所轄する」を削る。

(通関業法施行令の一部改正)

第四条 通関業法施行令(昭和四十二年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「税関長の」を削り、「税関長に」を「財務大臣に」に改め、同項第三号中「においてする通関業務を行なおうとする地域及びその」を「における」に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第二条を次のように改める。

(営業所の届出の手續)

第二条 法第九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を財務大臣に提出することにより行うものとする。

一 当該営業所の名称及び所在地

二 当該営業所の責任者の氏名及び法第十三条の規定により置こうとする通関士の数

三 当該営業所における通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のものだけに限られる場合には当該貨物の種類

2 前項の届出書には、届出に係る営業所において通関業務に従事させようとする者の氏名を記載した書面その他参考となるべき書面を添付しなければならない。

第五条を削る。

第四条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条」に、「専任の通関士（営業所における通関業務の量からみて専任の通関士を置く必要がないものとして税関長の承認を受けた場合には、専任であることを要しない。）一人以上」を「通関業務に係る貨物の数量及び種類並びに次条に規定する通関書類の数、種類及び内容に応じて必要な員数の通関士」に改め、同条第二項を削り、同条を第五条とする。

第三条を第四条とする。

第二条の二第一項及び第二項中「、当該承認を受けようとする承継に係る通関業の許可をした税関長」を「財務大臣」に改め、同条第三項ただし書中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条を第三条とする。

第七条第二号中「第四十三条の四」を「第四十三条の四第一項」に改める。

本則に次の一条を加える。

(権限の委任)

第十四条 法に規定する財務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める税関長に委任されるものとする。

一 法第三条第一項及び第二項（同条第一項の許可に際し条件を付する場合に限る。）の規定、法第四条第一項の規定、法第五条の規定並びに法第六条の規定による権限 法第三条第一項の許可を受けようとする者が通関業務を行おうとする営業所の所在地（当該営業所が二以上ある場合には、主たるものの所在地）を管轄する税関長

二 法第三条第二項（同条第一項の許可後に条件を付する場合に限り、法第八条第二項において準用す

る場合を含む。)及び第四項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定、法第八条第一項の規定、同条第二項において準用する法第五条の規定、法第九条第一項の規定、法第十条第二項の規定、法第十一条の規定、法第十二条の規定、法第二十二条第二項及び第三項の規定、法第三十一条第一項の規定、法第三十三条の二の規定、法第三十四条第一項及び第二項(法第三十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定、法第三十五条第一項の規定、法第三十七条の規定、法第三十八条第一項の規定並びに法第三十九条第一項の規定による権限 当該権限の行使の対象となる者が通関業務を行う営業所の所在地(当該営業所が二以上ある場合には、主たるものの所在地)を管轄する税関長(以下この条において「二号税関長」という。)

三 法第十一条の二第二項から第六項までの規定による権限 同条第一項又は第四項に規定する通関業者に係る二号税関長

四 法第十一条の二第七項の規定による権限 同条第二項又は第四項の規定による承認をした税関長

五 法第三十六条の規定による権限 同条の規定による申出の対象となる者に係る二号税関長

2 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定により税関長に委任された権限のうち、通関業務を行う営

業所であつて同号に定める税関長以外の税関長の所属する税関の管轄区域内にあるものに係る法第五条の規定による権限については、当該営業所の所在地を管轄する税関長も行うことができる。

3 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により税関長に委任された権限のうち、通関業務を行う営業所であつて二号税関長以外の税関長の所属する税関の管轄区域内にあるものに係る法第八条第一項の規定、同条第二項において準用する法第三条第二項及び第四項並びに法第五条の規定、法第九条第一項の規定、法第十二条の規定、法第二十二條第二項の規定、法第三十一條第一項の規定並びに法第三十八條第一項の規定による権限については、当該営業所の所在地を管轄する税関長も行うことができる。別表を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「引渡等」を「引渡し等」に改め、同条第一項中「附合、混和」を「付合され、混和され」に、「附合した」を「付合した」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「輸入地を所轄する税関」を「輸入を許可した税関長」に改める。

第五条中「第八条但書」を「第八条ただし書」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「物品」の下に「に係る内国消費税」を加え、同条第二項中「第十九条第一項」の下に「(標本、参考品及び学術研究用品の免税の手續)」を、「第二十条第一項」の下に「(寄贈物品の免税の手續)」を、「第二十一条の二第一項」の下に「(博覧会等において使用される物品の免税の手續)」を、「第二十五条の三第一項」の下に「(条約の規定による特定用途免税貨物の免税の手續)」を、「第三十四条第一項(」の下に「再輸出貨物の」を、「第二十五条第一項(」の下に「自動車等の引越荷

物の」を加え、同条第四項中「用途外使用とされない譲渡の届出」を「特定用途免税貨物の用途外使用の届出等」に、「関税率法施行令」を「同令」に、「免税物品」を「再輸出免税貨物」に改め、同条第七項中「その保税地域の所在地を所轄する」を削る。

第三十条第一項ただし書中「包括の」を削り、同条第三項第二号中「(賦課課税方式)」を「(税額の確定の方式)」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税関長の権限のうち郵便物以外の課税物品に係るものについては、財務大臣が指定する税関官署の長には、委任されないものとする。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第七条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の三の次に次の一条を加える。

(申告書の提出先の特例を適用しない物品の指定)

第四十五条の三の二 法第八十五条第三項(法第八十七条の七第二項及び第八十八条の三第二項において

準用する場合を含む。）に規定する政令で定める物品は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1bに規定する資材、需品又は装備とする。

第四十八条の九第七項第五号、第四十八条の十第四項第五号及び第四十八条の十一第四項第五号中「に係る税関、当該引取り」を削り、「年月日及び」を「税関及びその年月日並びに」に改める。

（コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令等の一部改正）

第八条 次に掲げる政令の規定中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

一 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）第十条

二 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十五条第一項

三 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十九条第一項

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第九条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第四〇号中「第六十七条の二第二項第一号」を「第六十七条の二第二項又は第三項第二号」に、「第五十九条の四第一項第四号（輸入申告の手続の特例）」を「第五十九条の六第一項第二号（保税地域等に入れないで輸入申告をすることの承認の申請）」に改め、同表第四〇号の二中「承認の申請又は同条第四項の規定による同項に規定する」を削り、同表第六四号の五中「提示」を「提出」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号。次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第七条の規定による改正前の通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第九条及び第十三条第一項の規定の適用については、

第四条の規定による改正前の通関業法施行令第二条、第四条、第五条及び別表の規定は、なおその効力を有する。